

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.092

処 分 名	適合証の交付
処 分 の 概 要	生活関連施設が整備基準に適合していると認める場合、請求により適合証を交付します。
根拠条例等・条項	埼玉県福祉のまちづくり条例（平成12年条例第5号）第14条
審 査 基 準	条例で具体的に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	7日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	・ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/kenchiku/tetsuduki/fukumachi.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県福祉の街づくり条例

第十四条 知事は、生活関連施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該生活関連施設の所有者又は管理者に対し、適合証を交付するものとする。